

第五條 當支部に左の機關を置く

一 總會 二 委員會 三 執行委員會

一 總會は支部委員より組織し毎年一回支部長を召集し之を
の重要事項を審議す但し委員會に於て必要と認めたる時は
臨時總會を同じき得

二 委員會は支部長及副支部長執行委員及び委員より組織し
月一回以上支部長を召集し總會の決議に基き之を總會に
下の一切の事項を協議決定す

三 執行委員會は支部長及副支部長執行委員を會計係書記を以て
組織し委員會の決議に基き會務を執行す

第四章

第六條 當支部に左の役員を置く

一 支部長一名 二 副支部長一名 三 委員若干名

四 執行委員若干名 五 會計係一名 六 會計係書記一名

七 書記書記若干名

第七條 支部長副支部長總會書記監事は支部を統轄し會計係書記は

他委員委員は支部委員を以て一人の割合を以て選出する

但し勤務上或る都合に依り選出を已む定むたる場合は左の場合に於
て之を以て之を得

執行委員會計係會計係書記は委員中より互選す

第八條 各委員の任期は六月とし再選は始り得ず但し選舉に當りて

その任期満了者の任期期間満了す

第五條 加入規定を附す

第九條 入會希望者は其の年終納金納金先を記載し入會金及會費

一月分以上添へ當支部に提出す

第十條 當支部を脱退せしむるは其の理由を認めて徵收長に組合員證を